



今月の言葉

意先筆後 いせんひつご

書を作るにあたっては、まず、その作品についての
意図・構想を明確にさせてから書くべきである。
...作者の主体的なモチーフ、意図を重視した言葉。

~仕事においても、同じこと。先に、常に。



Photo by Yoko K.

写真：山形県・河北町 月山と梅 04/04/10 撮影

従来、株式会社は原則株券を発行しなくてはなりませんでしたが、ただ多くの株式会社では株式が売買されることも少ないなど、その発行の必要性は薄く、株券が発行されていないのが実状だったようです。そこで、平成16年に商法が改正され、定款に株式の譲渡制限の規定がある会社は、株主の請求がない限り株券を発行しなくて良い株式会社は定款に株券不発行の定めを設けることによって、株券を発行しない会社「株券廃止会社」に移行することができる、という規定が盛り込まれました。(上場会社は平成21年までに一斉に株券廃止会社に移行します。)株券を発行するとなると、その管理コストがかかったり、紛失の恐れがあったりしますので、この規定を定款に定めるメリットはあると思われますね。 司法書士・行政書士 門田修



労働契約の更新の時期ですね。有期契約の方に対する労働契約の際に、平成15年10月の通達で、更新の有無及び更新を行う場合・行わない場合についての判断の基準について、明示をすることが義務付けられました。事業主様、労働者様のお互いが労働契約をより具体的に、十分に理解しあい、トラブルの種を1つでも取り除き、良好な雇用関係を築いていくために、項目の追加・見直しをお願いいたします。ご不明な点はお問い合わせください。 社会保険労務士 門田陽子



3月から介護保険料率改定

保険料率は、

現行の $11.1 / 1000$ から

$12.5 / 1000$ になります。

保険料の変更をお忘れなく。

3月分保険料を

④ 3月の給与から預かる会社様 > 今月から

④ 4月の給与から預かる会社様 > 来月から

*実際は、保険料額表により事業主-労働者の折半となります。
社会保険事務所から一覧表が届いています。ご確認ください。

4月から雇用保険料率改定

現行の $17.5 / 1000$ から

$19.5 / 1000$ になります。

また、保険料一覧表が廃止され、

給与に料率を直接かけて得た額

となります。

▶ 事業主負担分は、 $\frac{8 + 3.5}{1000}$ (事業運営負担)

▶ 労働者負担分は、 $\frac{8}{1000}$ これを、給与に直接乗じます。

健康ワンポイント講座 VOL.3

温度差に注意!

寒いと私たちは思わず身体を縮めますが、同時に血管も収縮して、血圧を上げます。寒暖の差が激しいと、血管の収縮と拡張が急激に行われるため、血圧も急激に変化し、これが、心臓病や脳卒中の引き金となることがあります。

05/02/25

NEWS★ピックアップ

<ピックアップ> 残業代不払いで社長ら書類送検

このニュースは、東京労働局が“店舗のフロア責任者らを管理職扱いにして残業代を支払わなかった”として、同社と新井社長ら経営者7人を労働基準法違反容疑で東京地検に書類送検したものです。

容疑は2つ [1]主任職110人を管理職扱いにして合計1億2700万円の時間外手当を支払わなかった疑い。[2]従業員約280人に対し、労使協定の上限を超えて時間外労働させた疑い。 [1]同社では社員の約3分の1が「管理職」とされ、時間外手当を支給されておらず、各売り場の責任者の中には月4万円程度の職務手当で100時間以上の時間外労働をさせられている社員もいた。[2]労使協定では1日7時間が上限とされているのに、15時間以上の残業をさせることもあり、1日の労働時間が23時間40分というケースもあった。

労働基準法上の管理監督者は、極めて狭い範囲にしか適用されません。また管理監督者かどうか会社の判断で行えるものでもありません。ご参考まで通達の一部を紹介します。

通達:昭22.9.13発基第17号、昭63.3.14基発第30号・婦発第47号

労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限って管理監督者として法第41条による適用の除外が認められる。また、職位の名称に関わらずその実態や賃金の待遇面により判断される。

管理監督者にも<深夜業割増賃金><年少者および妊産婦の深夜禁止><年次有給休暇関係>の規定は適用されます。どうぞお忘れなく、お願いいたします。

門田事務所公式サイト

<http://www.kadota-office.com>

2005/04/01 OPEN!!!

いつものニュースでは伝えきれない時事情報や実務情報も充実掲載!

W 門田による<事務所日記>も随時更新!

どうぞ、お楽しみに!

Kadota office
Monthly News

発行: 2005年3月5日

編集・構成

門田修司法書士行政書士事務所
門田陽子社会保険労務士事務所

編集後記: ものを読んでいましたらひなまつり=桃の節句の起源は、平安時代とのこと。

昔の日本には五つの節句があったそうです。

- 人日(じんじつ)→一月七日「七草がゆ」 ●上巳(じょうし)→三月三日「桃の節句」
- 端午(たんご)→五月五日「端午の節句」 ●七夕(たなばた)→七月七日「七夕祭り」
- 重陽(ちようよう)→九月九日「菊の節句」(「菊の節句」は現在はなくなっています)

この節句という行事が貴族の間では季節の節目の身の汚れを祓う(はらう)大切なものでした。このうち「上巳の節句」が、現在の「ひなまつり(桃の節句)」。平安時代、この日は薬草を摘み、その薬草で体のけがれを祓って健康・厄除けを願いました。この節句の行事と宮中の「紙のきせかえ人形」で遊ぶ「せいな遊び」が融合し、自分の災厄を引き受けてくれたその紙人形を川に流す『流し雛』へと発展。室町時代には、3月3日に定着!そして、紙の雛が豪華なお雛様を飾って宮中で盛大にお祝いをするようになったのです。その後宮中から、武家社会・裕福な家庭や名主の家庭へと広がっていき今のひな祭りの原型が完成したのです。

発行: 門田修司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田修
門田陽子社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL:(只今改装中!3月15日OPEN!)

E-mail 門田修宛: kado@muji.biglobe.ne.jp 門田陽子宛: pi-kan@msc.biglobe.ne.jp

